

4. 第 94 号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立多聞集会所）

(1) 公の施設の名称

神戸市立多聞集会所

(2) 指定管理者

神戸市垂水区多聞台 4 丁目 14 番 2 号

特定非営利活動法人ワトワーズ多聞台

理事 島本 信夫

(団体の概要)

多聞台地域の再生・活性化に寄与することを目的に、多聞台地区内の住民を中心に構成された団体（ふれあいのまちづくり協議会、婦人会など、地域の各種団体の役員等で構成されている）。

(3) 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(4) 債務負担行為

期間：令和 4 年度から令和 9 年度

限度額：6,000 千円

(5) 令和 5 年度指定管理料（予定）

1,020 千円（参考：令和 4 年度 1,020 千円）（消費税 10% 含む）

(6) 選定までのスケジュール

令和 4 年 9 月 14 日（水） 指定管理者選定評価委員会

(7) 選定理由

多聞集会所は、周辺地域住民の利用が主であり、今後も引き続き地域に密着した施設の管理運営が求められる。候補者は、地元住民を中心として構成、設立された NPO 法人であり、利用者の更なる利便性の向上を図るには、当該候補者が指定管理者として運営していくことが最適と認められるため、候補者として適切であると選定した。

なお、選定方法としては、市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」の公募の例外「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」に該当するため、公募外選定としている。

〔施設の概要〕

① 設立趣旨

神戸市立多聞集会所は、昭和 40 年に建設された集会所で、建設当初は宅地開発課（当時土木局）の所管であった。昭和 39 年度に管理開始された市営多聞住宅及び多聞台住宅に集会所がないことから、同住宅の入居者をはじめ、地域住民の利便を増進するため、建築住宅局（当時住宅局）が引継ぎ、神戸市集会所条例のもと運営しているものである。

② 所在地

神戸市垂水区多聞台 4 丁目 14 番 6 号

③ 規模構造

R C 造 1 階建、延床面積 243.88 m²

④ 供用日・使用時間

供用日 : 1 月 4 日から 12 月 28 日まで

使用時間 : 午前 9 時から午後 10 時まで

⑤ 利用状況

令和 3 年度利用件数 : 819 件

第 94 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立多聞集会所）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立多聞集会所

2 指定管理者

神戸市垂水区多聞台4丁目14番2号

特定非営利活動法人ワトワーズ多聞台

理事 島本 信夫

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立多聞集会所の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。